

内管漏えい検査委託の手引き

東金市 経済環境部 ガス課

令和3年3月

1 はじめに

本手引きは、東金市経済環境部ガス課（以下「本市」という。）が都市ガス事業における開栓時及び定期漏えい検査（以下「内管漏えい検査」という。）の保安水準及び業務の継続性を確保するため、委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い、保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

2 委託要件の基本事項

(1) 前提

- ・本市は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定める。
- ・委託先はその要件を遵守する。
- ・内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」および自主保安業務である「開栓時漏えい検査」をいう。
- ・本手引きには保安水準を確保するため、本市の自主的な保安の取り組みについて必要な要件を記載しており、委託先はこれを実施すること。
- ・「定期漏えい検査」は、法的業務として厳格性が要求されることから、委託先は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保すること。

(2) 基本要件

ア 参加要件

- ・東金市入札参加資格者名簿に発注業種「施設等運転管理他」中分類「ガス内管・消費機器調査」に登録していること。
- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・「内管検査員」資格を有する要員を一定数（概ね2名）以上確保しており、業務に従事させられること。

イ 欠格要件

- ・破産手続き開始の決定を受け債権を得ない者。
- ・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
- ・反社会勢力、もしくは反社会勢力と非難されるべき関係がある者。
- ・その他本市が別途定める要件に該当する者。

ウ 保安水準の確保

- ・本市は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。
- ・委託先は、保安水準を確保するための体制を本市の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告すること。また、変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
- ・委託先は、本市が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者、検査員へ保安に関する指示を行い、本市が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。

エ 自主保安業務の実施

委託先は保安水準確保の観点から、内管漏えい検査と併せて以下の業務を実施すること。

- (ア) 露出部の外観検査
- (イ) マイコンメーターの点滅有無の確認
- (ウ) ガス警報器の確認
- (エ) お客様に対する点検結果のお知らせ等

オ 再委託への対応

委託先は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により本市の承諾を得たときはこの限りではない。

カ 委託の取り消し等

- ・本市は、受託先が下記に該当するときは、契約を解除することができる。
 - (ア) 委託業務を実施することができないとき、またはできないと明らかにみとめられるとき。
 - (イ) 正当な理由もなく委託業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (ウ) 業務委託契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- ・本市は、委託先の業務遂行体制、能力等が保安水準の確保に適應しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限、停止できるものとする。
- ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、本市は委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

3 定期漏えい検査の要件

(1) 対象範囲

定期漏えい検査業務は単年度委託契約とし、本市で法定周期を満足するよう毎月に対象範囲及び件数を定めている。委託先は契約書及び仕様書に定められた対象範囲を遵守し以下の業務を実施する。

- ア 灯外内管の外観検査及び漏えい検査
- イ 灯内内管の外観検査及び漏えい検査
- ウ 消費機器調査（小売供給需要家のみ）
- エ その他委託業務に関する指示事項

(2) 必要資格

定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般財団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

なお、小売供給需要家の検査については、消費機器調査も同時に作業を行うため「一般財団法人日本ガス協会 消費機器調査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

(3) 業務実績

- ・委託先は、消費機器調査、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が適正な期間（概ね4年間）以上あること。
- ・検査員は、消費機器調査、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともにLP除く）が3箇月以上または、内管検査員の資格を有する者に1箇月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

(4) 継続的な体制確保

- ・本市は検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認する。
- ・委託先は業務体制、検査要員計画を定期的に本市へ届け出ること。

(5) 効率的な運用

- ・本市は、調査地区及び調査件数が契約図書等に基づき履行されているか定期的に検査する。
- ・委託先は、本市が契約図書等で指定する様式や貸与する計測器等で検査業務を管理すること。

4 開栓時漏えい確認の要件

(1) 対象範囲

開栓時漏えい検査業務は単年度委託契約とし、本市からの開栓申込みを受けて以下の作業を実施する。

- ア 訪問にあたり、該当するお客様（本人または代理人）であることを確認し、開栓の立ち合いによって保安上の周知を確実に行う。
- イ 灯外内管漏えいの有無を確認し、屋外でのガス漏れに起因する事故を防止する。
- ウ 灯内内管漏えいの有無を確認し、屋内でのガス漏れに起因する事故を防止する。
- エ 適切なガスメーターが設置されているかを確認する。
- オ 消費機器調査を行い、不良給排気設備の有無及びガス機器情報を収集する。
- カ マイコンメーターの起動操作を行い、ガスを使用できる状態にするとともに、お客様（本人または代理人）にマイコンメーターの機能と復帰操作等を説明し、正しい理解とトラブル防止を図る。
- キ 点火試験を行い、ガスの置換と供給状態を確認し、安全使用が可能な状態にする。

(2) 必要資格

開栓業務に従事する検査員は、「一般財団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

なお、小売供給需要家の開栓については、消費機器調査も同時に作業を行うため「一般財団法人日本ガス協会 消費機器調査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

(3) 業務実績

- ・委託先は、開栓業務、消費機器調査、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が適正な期間（概ね1年間）以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともにLP除く）が3箇月以上または、内管検査員の資格を有する者に1箇月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

(4) 体制確保

- ・委託先は、開閉栓の繁忙期（引越し等の多い時期）においても対応できる体制を確保できること。
- ・委託先は、連続する休日（年末年始、大型連休、お盆休み等）においても一定の業務体制を確保できること。

5 その他

- (1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査
 - ・委託先は特定地下街及び地下室等の検査において、検査時に地下区分設定の確認ができること。
 - ・委託先は内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。

6 受託するための手順及び手続き

- (1) 本市は受託希望者から確認及び相談があった場合は、委託先選定方法や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。
- (2) 受託希望者は、受託参加申請書（様式1）に必要事項を記載し、申請・相談窓口に提出する。
- (3) 本市は受託希望者から提出された受託参加申請書（様式1）の内容について、委託要件を満たしているか確認する。
- (4) 本市において、委託先の選定及び契約方法は地方自治法に準ずるものとする。

【申請・相談窓口】

東金市 経済環境部 ガス課 工務係
TEL：0475-52-2408
FAX：0475-55-6271

7 手引きの開示

本市は、「内管漏えい検査委託の手引き」をガス課ホームページ等を開示し、参入希望の問い合わせに対し、詳細な説明を行う。

(様式1)

受 託 参 加 申 請 書

項 目	内容
①商号又は名称	
②代表者氏名	
③設立年月日	
④本社所在地	
電話番号	
F A X 番号	
担当部署	
担当者氏名	
⑤資本金	
⑥総従業員数 (うち社員数)	
⑦総事業所数	
⑧業務内容	
⑨希望する受託業務	
⑩必要な資格保有者数 (内社員数)	
⑪受託に必要な業務実績 事業所の業務実績 検査員の業務実績	
⑫東金市内への本店・支店或 いは営業所の有無	

